

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 請求人によると、同年〇月〇日、出張先の工場内で2階建てCの組立作業をしていたところ、2階から1階に転落し（以下「本件事故」という。）、側頭部、背中、腕、腰を打ったという。請求人は、翌〇日、D病院に受診し、「脊髄損傷の疑い、右肘及び前腕挫傷、脳振盪」の傷病名で療養し、以後、複数の医療機関で療養を継続し、E診療所等において「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病の治癒後、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、神経症候学などに照らし、請求人が本件傷病を発症していることは明らかであり、本件傷病の原因は、本件事故以外には考えられない旨主張する。

(2) F医師は、障害補償給付支給請求書裏面診断書において、請求人の障害の状態として、右不全片麻痺、脳神経麻痺（嗅覚障害、味覚障害、聴覚障害、輻輳不全等）、神経因性膀胱、高次脳機能障害が残存し、精査の結果、外傷性脳損傷と確定したとしている。請求人には、CT、MRI上、頭部に異常は認められないところ、こうした画像所見が認められない場合であっても、MTBIに該当する事案については、相応の高次脳機能障害が残存する可能性が示唆されており、本件についても、MTBIに該当するか否かが問題となる。

MTBIについてのWHO診断基準は次のとおりである。

受傷後に

ア 以下の一つ以上

(ア) 錯乱又は見当識障害

(イ) 30分以下の意識喪失

(ウ) 24時間未満の外傷後健忘

そして／あるいは一過性の神経学的異常、たとえば局所神経徴候、けいれん、手術を要しない頭蓋内病変

イ 外傷後30分の時点、あるいはそれ以上経過している場合は急患室到着の時点で、グラスゴー昏睡尺度得点は13点～15点

当審査会としても、MTBIに該当するか否かについては、WHO診断基準によることが妥当であると判断する。

(3) 本件事故は、障害補償給付支給請求書の記載によると、平成〇年〇月〇日、請求人が、C組立現場の2階において組立作業を行っていた際に、金属部品と思われるものを踏んで足を滑らせ、床のない部分から1階にあったダンボールの上に転落したというものである。

本件事故の具体的態様、すなわち、請求人がどのような体勢で2階から落下し、1階に着地したのかについては、障害補償給付請求書等の記載内容、D病院等医療機関の診療録の記載内容、請求人の申述内容、会社関係者の申述内容に相違がみられ、請求人がダンボールの上に落下したのか否かを含め定かでないといわざるを得ない。しかしながら、本件事故に係る証拠を総合的に勘案すると、頭部から1階に着地したものとは考えられず、当審査会としても、G医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において述べるように、落下によって頭部に打撲を負ったとしても、間接的なものにとどまり、頭部への衝撃の程度は軽微なものであったとみるのが妥当であると判断する。

(4) WHO診断基準に示された、錯乱又は見当識障害、意識喪失及び外傷後健忘に関し、請求人は、聴取書において、転落した後、何分間意識を失っていたか分からないと述べ、Hから「落ちて、寝てて、動かなかったよ。」と言われたことを覚えているとしている。

この点についてHは、労働基準監督署担当官からの照会に対し、請求人から〇mくらい離れたところで作業をしていると、「パタン」という物音がしたのですぐに請求人のところに行くと、気は失っておらず、すでに立ち上がっていて、「大丈夫か」と声をかけたところ、「大丈夫、何ともないよ。」という返事が返ってきたと申述している。

Hが請求人を貶めるないしは会社に不利益とならないよう事実を反する申述をしたとみるべき事情は認められないものであり、当審査会としても、G医師が前記意見書において述べるように、請求人が本件事故後に意識喪失の状態にあったとは認められないものと判断する。

錯乱又は見当識障害、外傷後健忘、さらにはその他の一過性の神経学的異常に関し、請求人自身は特段言及していないところ、当審査会として本件一件記録を精査するも、やはりG医師が前記意見書において述べるように、本件事故後、請求人にこれらの症状があったものと認めるに足る証拠を見いだすことはできなかった。

(5) 上記(3)及び(4)のとおりであるから、当審査会としても、請求人が本件事故によりWHO診断基準を満たすMTBIを発症したとは認められないものと判断する。

したがって、本件傷病は、業務上の事由によるものであるとは認められない。

なお、請求人は、I医師による頭部外傷後高次脳機能障害診断用画像判断で「脳に器質性損傷あり」と判定されており、脳の器質的障害として後遺障害を認めてほしい旨主張するが、J医師の意見を踏まえると、I医師による判定手法は、医学的に確立された手法によるものとは認められないことから、これを採用することはできず、請求人のその他の主張も上記判断を左右しない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。